

第5回 向日市上下水道事業懇談会
(説明資料)

平成20年5月27日

向日市上下水道部

目 次

第1章 繰出基準について	- 1
第2章 使用料対象経費の考え方について	- 4

第1章 繰出基準について

繰出基準の具体的な内容については「平成19年度の地方公営企業繰出について(通知)(別冊資料2参照)」に列挙されています。その中で、向日市において繰出基準内の経費とされているのは以下のとおりです。

1 雨水処理に要する経費

「雨水公費・汚水私費」の原則については何度か触れてきましたが、雨水処理に係る維持管理費及び資本費(長期債の元金と利子の返済金)については、その原則により一般会計が負担すべきものとされています。

2 分流式下水道(注1)等に要する経費

分流式下水道の整備については、水質の保全などに役立つ反面、下水道管が1本で済む合流式の下水道の整備に比べ建設費用が高くなる傾向があります。その点を考慮し、その費用の一部について一般会計からの繰出しが認められています。

注1 分流式下水道と合流式下水道

分流式下水道とは、汚水と雨水を別々の管に集めて排除する下水道です。汚水は処理場に運ばれ、川や海へ汚水が流れ出ることはありません。それに対して、合流式下水道はひとつの管で汚水と雨水を排除します。建設費が安くつき、管理もしやすいですが、大雨が降ったときに汚水の混ざった水が川や海に流される可能性があります。

3 流域下水道の建設に要する経費

京都府に対する流域下水道建設負担金の40%相当分については、一般会計が負担することとされています。

これについては、流域下水道は施設の規模が大きく広域的な水質の保全を図るものであること、市町村の設置する関連公共下水道と一体的かつ先行的に整備される必要があること等の理由によるものとされ

ています。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

海や河川などの公共用水域の水質保全のために行う、汚水の規制に関する事務に要する経費については、一般会計で負担するものとされています。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

下水道法に基づき下水道事業管理者（＝市長など）に与えられている排水設備の設置及び水洗便所の改造に関する事務には、公権力の行使に該当する面と、下水道事業本来の活動として行われる面があります。

前者に係る経費は公費負担とし、後者に係る経費は私費負担とすべきですが、両者を区分することが事実上不可能であると考えられるため、その2分の1に相当する額を公費負担することとされています。

6 高度処理に要する経費

高度処理とは、環境基準の達成等の目的のため、通常の方法よりも高度に処理することができる方法により下水を処理することをいいます。

基本的には汚水の処理ですので、汚水私費の原則から私費負担とすべきものですが、下水道法等で要求される下水の処理水準を上回るレベルの処理を、環境基準の達成や維持、富栄養化防止等の一定の行政目的を達成するために実施されるもので、地方自治体の選択の結果という意味では公費負担すべき面も持っています。

したがって、高度処理を実施することにより増加する維持管理費及び資本費については、その2分の1に相当する額を公費負担することとされています。

向日市においては、京都府に対する流域下水道維持管理負担金の一部にこの経費が認められています。

7 高資本対策に要する経費

自治体によっては、地理的な条件が原因で下水道の建設費用が高くなり、必然的に資本費が高くなる場合があります。それらをすべて使用料で賄うべき経費としますと、住民の負担が著しく大きくなってしまいます。

一方で、下水道事業は整備が完了までに長期間を要するとともに、多額の先行投資を伴う事業であるため、当初は汚水処理費用に対する使用者の負担が極端に大きくなる傾向があります。なぜなら、ほとんどの住民が下水道を利用することが可能となり、その対価としての下水道使用料を回収できるようになるまでには長い時間が掛かりますがその間にも、すでに多額の建設費用や維持管理が発生しているからです。

それらをすべて現在の使用者の負担にすると、現在の使用者と将来の使用者との間に、負担の不均衡が生じてしまいます。この不均衡を解消する制度として「資本費平準化債」がありますが、それを活用してもなお資本費が高い場合もあります。

以上のような理由で、資本費単価（注2）等が一定の基準を超える自治体については、使用料として徴収可能な水準まで使用料対象経費を下げるために、資本費の一部について、一般会計からの繰出金で負担することとしています。

この繰出基準については、平成18年度に対象要件や基準額の算定方法が改正されました。

注2 資本費単価 = 資本費 / 有収水量

8 下水道事業債（特例措置分）及び臨時財政特例債等の償還等に要する経費

国庫補助金の補助率の変更に伴い、その減額分に対する財源補償として認められた上記の地方債の元利償還金については、一般会計で負担するものとされています。

第2章 使用料対象経費の考え方について

1 これまでの公費負担の考え方

公費負担部分が明確となれば、次の算式によりおのずと使用料対象経費は導き出されます。

$$\begin{aligned} \text{汚水処理に係る経費（維持管理費＋資本費）} - \text{公費負担分} \\ = \text{使用料対象経費} \end{aligned}$$

第5次下水道財政研究委員会報告（昭和60年）（注3）において、汚水処理に係る経費の一部を公費負担する必要性について次のとおり整理しています。

維持管理について

「下水道の維持管理に係る費用負担のあり方については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等）を公費負担することが適当である」

資本費について

「汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが妥当であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の事情がある場合には、過度的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。」

つまり、汚水処理に係る経費のうち、維持管理については原則として私費（使用料）負担とすることが適当であるが、資本費については公費負担すべき部分について再整理する余地があることを示唆しています。

しかし、汚水資本費の公費負担部分をどの程度とするのが適切なかを確定することは困難とされ、その点についてはこれまで具体的に示されてきませんでした。

注3 下水道財政研究委員会報告

第1次（昭和36年）～第5次（昭和60年）の5回にわたり、下水道財政のあり方について提言された報告書。これまで、この報告書の内容が繰出基準などの国の地方財政措置に反映されてきました。

2 汚水資本費の公費負担部分について

平成18年度に行われた国の地方財政措置の変更により、汚水資本費の公費負担部分について一定の基準が示されました。

（1）分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担措置（別冊資料1参照）

分流式下水道の公共的役割に鑑み、処理区域内人口密度（注4）の段階に応じて資本費の公費負担割合を定め、それに依じて財政措置を講ずることとされました。

人口密度が低い自治体は、相対的に下水道管の延長が長くなるなど、建設費用が割高になる傾向があります。一方、人口密度が高い自治体は、低い自治体に比べ効率的に整備を行うことができると考えられます。この点に配慮し、人口密度が低い段階ほど、公費負担の割合が高くなっています。

向日市の処理区域内人口密度は88人/ha（平成19年度末現在）ですので、公費負担割合は3割になります。

注4 処理区域内人口密度 = 処理区域内人口 / 処理区域内面積
(55,390人 / 631.82ha)

(2) 「分流式下水道等に要する経費」(繰出基準)の創設

繰出基準には「分流式の公共下水道(省略)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする」とあります。

また、別冊資料4の通知には「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものとは適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいう」とされています。

この繰出基準によって、公費負担部分と私費負担部分について客観的な経費負担区分原則が示されたともいえます。しかし、「適正な使用料」をどのように算定するかは各自治体の判断に委ねられており、その点については個別具体的に検討する必要があります(別冊資料5参照)。

3 「使用料単価150円/m³」という数値設定

近年、国は自治体に対し、使用料に関して「使用料単価(注5)150円/m³」という具体的な数値を提示し、これに満たない自治体については、早急に使用料の適正化(値上げ)を行うよう指導しています(別冊資料3及び4参照)。

150円/m³の根拠は、水道の使用料単価が176円/m³であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135円/m³であること(いずれも平成15年度決算値)等に鑑みて決められたとされています。

この使用料単価は、繰出基準(高資本費対策に要する経費)の対象要件として用いられたり、昨年度行われた補償金免除繰上償還(実質的には高金利な借金の借換え)のような、財政上の優遇措置を受ける際の要件に使われています。

注5 使用料単価

「使用料収入/年間有収水量×100」で求められる指標です。

ちなみに、向日市の使用料単価は108円/m³(平成18年度決算値)で、国が掲げる目標数値を下回っています。